「電波法施行規則の一部を改正する省令」の概要

１．改正の趣旨

　規制改革実施計画（令和４年６月）に基づき、書面の無線局免許状及び登録状並びに高周波利用設備の許可状をスキャナ読取り等によって保存し、無線局等に備え付けた電子計算機その他の機器に表示することにより、書面の無線局免許状等の備付けに代えることができるとする制度整備を行うもの。

２．改正の内容

（１）無線局免許状等に関するスキャナ保存による備付けを規定
【電波法施行規則第 38 条第４項（新設)、同条８項及び 10 項】
（２）高周波利用設備の許可状に関するスキャナ保存による備付けを規定
【電波法施行規則第 45 条の３第２項（新設)】

３．公布日等

公布日：令和５年３月 31 日
施行日：令和５年４月　１日